

〇〇〇復旧・復興建設工事共同企業体協定書（乙）

（目的）

第1条 当共同企業体は、長野県発注に係る復旧・復興建設工事共同企業体の対象となる工事（以下「復旧・復興工事」という。）を共同連帯して施工することを目的とする。

（名称）

第2条 当共同企業体は、〇〇〇復旧・復興建設工事共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当企業体は、事務所を長野県〇〇市〇〇〇〇〇〇番地に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当企業体は、令和〇〇年〇〇月〇〇日に成立し、企業体に係る工事の請負契約の履行後3箇月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 前項の存続期間は、構成員全員の同意を得て、これを延長することができる。

（構成員の住所及び名称）

第5条 企業体の構成員は、次のとおりとする。

住 所 長野県〇〇市〇〇〇〇〇〇番地

商号又は名称 〇〇〇〇〇〇

住 所 長野県〇〇郡〇〇町〇〇〇〇〇〇番地

商号又は名称 〇〇〇〇〇〇

（代表者）

第6条 当企業体は、〇〇〇〇〇〇を代表者とする。

（代表者の権限）

第7条 当企業体の代表者は、復旧・復興工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにしたうえで、発注者及び監督官庁等と折衝する権限、入札に関する権限並びに請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（分担工事額）

第8条 当企業体の各構成員の工事の分担は、別に定めるところによるものとする。

2 前項に規定する分担工事の価額については、運営委員会で定める。

（運営委員会）

第9条 当企業体は、構成員全員をもって、代表者を委員長とする運営委員会を設け、復旧・

復興工事の完成にあたるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、運営委員会が決定した工程表によりそれぞれの分担工事の進捗を図り、請負契約の履行に関し連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、〇〇銀行〇〇支店とし、当企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(構成員の必要経費の分配)

第12条 構成員はその分担工事の施工のため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

(共通費用の分担)

第13条 復旧・復興工事施工中に発生した共通の経費等については、分担工事額の割合により毎月1回運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

(構成員の相互間の責任の分担)

第14条 構成員がその分担工事に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

- 2 構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。
- 3 前二項に規定する責任について協議がととのわないときは、運営委員会の決定に従うものとする。
- 4 前三項の規定は、いかなる意味においても第10条に規定する当企業体の責任を免れるものではない。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が復旧・復興工事を完成する日までは脱退することができない。

- 2 構成員のうち復旧・復興工事の途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して復旧・復興工事を完成する。

(構成員の除名)

第17条 当企業体は、構成員のうちいずれかが、復旧・復興工事の途中において重要な義務の不履行その他の除名しうる正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

- 2 前項の場合においては、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項を準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第18条 構成員のうちいずれかが復旧・復興工事の途中において破産又は解散した場合においては、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担工事を完成するものとする。

2 前項の場合においては、第14条第2項及び第3項の規定を準用する。

(代表者の変更)

第19条 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により、残存構成員のいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後のかし担保責任)

第20条 当企業体が解散した後においても、当企業体が施工した復旧・復興工事につきかじがあったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第21条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇〇〇〇外〇社は、上記のとおり〇〇〇復旧・復興建設工事共同企業体協定を締結したので、その証としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名押印し、各自保有するものとする。

令和 年 月 日

共同企業体の名称 〇〇〇復旧・復興建設工事共同企業体

代表者 住 所
商号又は名称
代表者氏名 印

構成員 住 所
商号又は名称
代表者氏名 印

構成員 住 所
商号又は名称
代表者氏名 印